

共生型生活介護重要事項説明書

あなたに対する共生型生活介護等の提供開始に当たり、社会福祉法第 76 条及び「山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（山形県条例第 81 号）」における第 43 条（第 10 条を運用）の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

かたばみ荘では、通所による各種サービスを提供し、在宅生活支援、社会的孤立感の解消に努めるとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

ア 利用者の生活援助と処遇の向上

- ① 利用者のニーズを的確に把握し、利用者からの苦情については迅速に対応・処理できる体制づくりと、利用者本位の介護サービスの提供を心がけます。
- ② 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴・排せつ及び食事の介護、創作的活動等の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- ③ 食事は選択食等の導入により利用者の嗜好に配慮するとともに、管理栄養士がそれぞれの病態に合った食事の提供と、低栄養改善のための栄養マネジメントを行い、適切な栄養管理を行います。また、厨房については常に衛生面に注意し、食中毒等の防止に努めます。
- ④ 利用者の健康管理については、利用者と家族のつながりを重視した看護相談、援助等を実施するよう心がけます。

イ 災害・事故防止

災害の予防については、日常の火気取締りの徹底と火災発生源の根絶を期するとともに、大規模な地震による被害発生の防止、または軽減を図るために定期的な非常災害訓練、防災教育を行い、随時危険箇所や非常口の点検または避難経路等の周知徹底を図り、利用者の心身状況を把握して不測の事故防止に努めます。

ウ 環境整備

各職種間の連携を密にし、施設内外の環境美化を図り、設備機器の適正な保守管理・整備・修繕を行い、利用者が生活しやすい空間づくりに心がけます。

エ 虐待の防止

虐待の防止については、利用者の尊厳ある生活の保持の為、当法人の定める指針に基づき利用者の権利利益の擁護に努めます。

2 当事業所の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人 かたばみ会 デイサービスセンターかたばみ荘		
事業所の種類	指定共生型生活介護		
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 淳 司		
管理者職・氏名	管理者 鈴木 真 里		
所在地	〒998-0015 酒田市北千日堂前字松境 18 番 1		
	電話番号	0234-35-1451	FAX 番号 0234-35-1452
指定番号	指定共生型生活介護	(山形県 0610400608 号)	
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	
	2 第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人介護支援センター 小規模多機能型居宅介護事業 障害福祉サービス事業 相談支援事業	

3 当施設の設備の概要

定員	地域密着型通所介護と合わせて 18 名		
食堂及び機能訓練室	181.02 m ²		
浴室	一般浴槽(1 台)	特殊浴槽(2 台)	61.53 m ²
介護教室兼ボランティアルーム	64.90 m ²	送迎車	3 台
相談室(面接室)	11.44 m ²		

4 当施設の職員体制

() 内兼務

職 種	常勤	非常勤	計	勤 務 体 制
管理者	(1)		(1)	常勤(8:30~17:30 勤務)
生活相談員(内介護職員兼務)	3(2)		3(2)	
介護職員	4(2)		5(2)	常勤(8:30~17:30 勤務)
看護職員兼機能訓練指導員(特養兼務)	(1名以上)		(1名以上)	
管理栄養士(特養兼務)	(1名以上)		(1名以上)	常勤(8:30~17:30 勤務)
事務職員等	4名以上		4名以上	
業務員	2名以上		2名以上	

5 営業日及び営業時間

毎週日曜日、年始(1月1日から1月3日)を除く毎日	午前9時30分~午後4時00分
---------------------------	-----------------

※ 緊急連絡先 0234-35-1451

6 サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

1	送 迎	車椅子をご利用の方でも乗降可能なリフト付きバスで送迎いたします。
2	食 事	12:00~ ※選択食等の導入により利用者の嗜好に配慮するとともに、それぞれの病態に合った食事の提供と適切な栄養管理を行います。
3	入 浴	普通浴の他、状態に応じて機械浴槽でも入浴可能です。
4	機能訓練	グループワークや機能訓練を行います。
5	生活相談	生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
6	健康管理	看護師による健康チェックを行います。また、日常的な健康管理を行います。
7	創作的活動	軽作業等の創作的活動の機会を提供します。
8	レクリエーション	利用期間中に各種行事への参加が可能です。(但し、行事により別途費用負担有り)
9	特別食の提供	通常のメニューの他に行事食や選択メニューを用意しております。

7 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス料金、その他の費用については別紙1参照

(2) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますが、お支払い方法は、指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。(引き落とし日は毎月26日ですので、その前日までに残高をご確認ください。)

8 サービスの提供に当たっての留意事項

支給決定内容等の確認	サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。記載内容に変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。
生活介護計画の作成	確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら生活介護計画を作成します。作成した生活介護計画は、案の段階で利用者または家族に内容を説明し、利用者の同意を得たうえで成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。
生活介護計画の変更	生活介護計画は、利用者等の心身の状況や以降などの変化により、必要に応じて変更することができます。
心身の状況の把握	サービスの提供に当たっては、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとします。

虐待の防止	事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため以下の対策を講じます。 ①管理者を虐待防止責任者として選定し、虐待防止委員会を定期的に開催します。 ②職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催します。 ③成年後見制度の利用を支援します。 ④苦情解決体制を整備しています。
-------	--

9 サービス利用に当たっての留意事項

送迎の連絡事項	基本的には前日の午後5時までにご連絡ください。ただし、体調不良の場合は、当日の朝でも結構です。
体調確認	ご利用当日の朝は、食事摂取状況、排便の有無、熱発の有無等、体調の確認をお願いします。
体調不良等によるサービスの中止・変更	ご利用当日の朝までにご連絡ください。また、サービス利用計画の作成を依頼している相談支援専門員にも忘れずに連絡して下さい。
食事のキャンセル	基本的には前日の午後5時までにご連絡ください。体調不良の場合は、当日の朝でも結構です。ただし、当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料が発生する場合がございます。
時間変更	ご利用時間の変更については、当日朝のお迎えの際にお申し出ください。また、居宅サービス計画の作成を依頼している相談支援専門員にも忘れずに連絡して下さい。
設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
施設外での受診	状況に応じて緊急受診の必要がある場合は、ご連絡をいたしますので、ご協力いただきます。
宗教・政治活動	他利用者や職員に対しての宗教活動・政治活動はご遠慮願います。

10 サービスの内容に関する苦情

当事業所の通所介護に関する相談・苦情については、次のところで承ります。

電話番号	0234-35-1451	FAX	0234-35-1452
苦情処理担当者	鈴木 真里		
受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		
その他	山形県庁 健康福祉部障がい福祉課	電話	023-630-2266
	山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課	電話	0235-66-5458
	酒田市役所 福祉企画課障がい福祉係	電話	0234-26-5730
	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室	電話	0237-87-8006
	第三者委員 2名		

11 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者による評価	なし
----------	----

12 非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「かたばみ荘非常災害対策要領」により対応します。					
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知機	248	屋内消火栓	16	誘導灯	25
	ガス漏れ報知機	1	非常通報装置	2	防火扉	7
	非常放送設備	3	非常用電源	1	消火器	26
	スプリンクラー設備					
カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。						
防災訓練	別途定める「かたばみ荘非常災害対策要領」により、災害訓練を利用者参加のうえ実施します					
消防計画	消防署届出：平成12年3月7日					

13 その他（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、家族等をあらかじめ代理人と定め、契約者の変更をすることに同意します。代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連携して履行の責任を負います。

14 個人情報の利用目的

かたばみ荘では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

I 施設内での利用
1.当施設が利用者等に提供する共生型生活介護サービス
2.障害者福祉事務
3.法人内監査等で提出を求められた情報
4.障害福祉サービスの利用者に係る管理運営業務
①利用開始から終了までの利用者登録等の管理
②当該利用者の代理で行われる処理、業務
③会計、経理
④事故等の報告
⑤当該利用者の障害福祉サービス、医療サービスの向上
II 施設外への情報提供を伴う利用
1.当施設が利用者等に提供する介護サービス
①利用者に障害福祉サービスを提供する他のサービス事業者や相談支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
②利用者に施設サービスを提供する他の施設サービス事業者との連携（事前情報提供・面接等）、照会への回答
③業務委託（給食・清掃等）先との適切なサービス及び会計のための連携、照会への回答
④家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答
2.医療機関及び保健所等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
3.県及び市町村等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
4.県が実施する指導監督、障害福祉サービス調査機関への提出及び問い合わせへの回答
5.請求事務
①審査支払機関へのレセプトの提出
②審査支払機関または保険者からの照会への回答
6.利用者が使用する介護用品等に係る当該業者との連絡、連携及び照会への回答
7.利用者等から依頼された（必要と判断された）物品等の購入に際しての会計等及び照会への回答
8.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
III 上記以外の利用
1.当施設の管理運営業務
①介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
②広報誌の掲載等
③施設内外行事等や活動記録写真等の掲示
④当施設において行われる事例研究等
⑤施設訪問、施設見学、ボランティア団体活動への協力
⑥施設での介護サービス実習への協力

15 協力医療機関

日本海総合病院	酒田市あきほ町 30 番地	TEL0234 (26) 2001
本間病院	酒田市中町 5 番 23 号	TEL0234 (22) 2556

別紙1 デイサービスセンターかたばみ荘 共生型生活介護料金表

(令和6年4月1日現在)

利用料金 1日の自己負担分

(1) 共生型生活介護費 (区分3から区分6まで一律)

	金額	一割負担額
共生型生活介護サービス費 (I)	6,970 円	697 円

(2) 加算

	金額	一割負担額	内容
福祉専門職配置加算	150 円	15 円	生活支援員の総数のうち社会福祉士等の割合が35%以上
初期加算	300 円	30 円	利用開始日から起算して 30 日以内の期間について加算
訪問支援特別加算 ①所要時間 1 時間未満 ②所要時間 1 時間以上	①1870 円 ②2800 円	①187 円 ②280 円	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、月に 2 回まで加算
欠席時対応加算	940 円	94 円	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月 4 回まで加算
食事提供体制加算	300 円	30 円	収入が一定額以下の方に対して事業所が食事を提供した場合

(3) その他の費用

創作活動、レクリエーション等に係る材料費	実費相当額
入浴サービスに係る光熱水費	1 回につき 400 円
食事の提供に係る費用	昼食：一食につき 600 円 食事提供体制加算対象者については、食材料費として一食 300 円
その他日常生活において必要となるものにかかる費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額
キャンセル料	利用の前日午後 5 時まで連絡がない場合、1 日当たりの昼食代 600 円